

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市消費生活審議会
- 2 開催日時 令和元年6月7日（金） 15時00分から16時05分まで
- 3 開催場所 水戸市役所 5階 502会議室
- 4 出席した者の氏名
  - (1) 委員 谷萩八重子, 斉藤学, 足立勇人, 井上拓也, 田山知賀子, 元濱昭二
  - (2) 執行機関 鈴木吉昭, 横須賀好洋, 小川邦明, 海老澤守, 吉田友洋
  - (3) その他
- 5 議題及び公開・非公開の別
  - (1) 水戸市消費者教育推進計画（第2次）の策定について（公開）
  - (2) その他（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0人
- 8 会議資料の名称
  - 1 水戸市消費者教育推進計画（第2次）策定について
  - 2 水戸市消費者教育推進計画（第2次）策定スケジュール（案）
  - 3 水戸市消費者教育推進計画（第2次）構成案
  - 4 水戸市消費者教育推進計画（第2次）の策定について（諮問）
  - 5 水戸市消費者教育推進計画
  - 6 水戸市消費生活条例
  - 7 「健全で豊かな消費生活都市宣言」チラシ

## 9 発言の内容

執行機関

定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第1回水戸市消費生活審議会を始めさせていただきます。

私、市民生活課長の小川と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

挨拶につきましては、本来ならば、市長より皆様に御挨拶を申し上げるところであります。公務のため欠席でありますので、代わりまして、市民協働部長より皆様に挨拶を申し上げます。

執行機関

(挨拶)

執行機関

次に、本日は、初めての審議会でございますので、皆様に自己紹介をお願いしたいと存じます。お手元の名簿のとおりお願ひいたします。それでは、恐れ入りますが、〇〇委員からよろしくお願ひいたします。

(自己紹介)

執行機関

続きまして、事務局の自己紹介をさせていただきます。

(自己紹介)

執行機関

議事の進行につきましては、会長にお願ひするところでございますが、初めての審議会では会長が選出されておられませんので、会長が選出されるまでの間、事務局で進めさせていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

執行機関

それでは、本日の出席者数を報告させていただきます。審議会委員数8名のうち、現在6名が出席されております。従いまして、出席者数が委員の2分の1以上となっておりますので、水戸市消費生活条例第36条第2項の規定により、当審議会は成立していることを御報告いたします。

なお、傍聴人はございません。

それでは、会長及び副会長の選任につきましては、同条例第35条第3項では、「委員の互選により会長及び副会長を置く」とありますが、その選任につきまして、皆様方にお諮りいたしたいと思っております。いかがでしょうか。

委員

事務局で案があれば、そちらのほうでお願いしたいと思いますが。

執行機関

ただいま事務局で案があればとありましたが、事務局での案といたしましては、会長には〇〇委員、副会長には〇〇委員にお願いしたいと存じますが、皆様、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声)

執行機関

ありがとうございます。それでは、会長に〇〇委員、副会長に〇〇委員ということで、どうぞよろしくお願いいたします。お二人につきましては、正副会長席のほうへお席の移動をお願いいたします。

(〇〇委員、〇〇委員が、会長席、副会長席に移る。)

執行機関

では、最初に、〇〇会長のほうから御挨拶をお願いいたします。

会長

ただいま、会長の指名を受けました〇〇でございます。前回の審議会のメンバーでもあり、第2次の計画策定に関わることになりましたことは、私自身仕事冥利に尽きると思っております。皆さんに忌憚のない意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

執行機関

ありがとうございます。

続きまして、〇〇副会長、お願いいたします。

副会長

この度、副会長となりました〇〇でございます。活発な意見交換ができればと思いますので、よろしくお願いいたします。

執行機関

ありがとうございました。

それでは、〇〇会長に議事の進行をお願いいたします。

会長

まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

名簿順にお願いしたいと思っておりますので、〇〇委員、〇〇委員にお願いいたします。

なお、本審議会につきましては、「水戸市附属機関の会議の公開に関する規程」に基づき、原則公開とさせていただきますので御承知おきください。

それでは議事に入らせていただきます。

まず、諮問書の提出をお願いします。

執行機関

(執行機関が諮問書を読み上げて会長へ)

会長

それでは、議事に入ります。

市生諮問第2号の水戸市消費者教育推進計画(第2次)の策定について、まずは、基本方針について、事務局より説明をお願いします。

執行機関

(基本方針及びスケジュールの説明)

会長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か御質問はありますか。

(意見なし)

会長

この後、構成案につきまして御説明いただきますので、その後、併せて御質問をお願いいたします。それでは、次に、水戸市消費者教育推進計画(第2次)の構成案について、事務局より説明をお願いします。

執行機関

(構成案の説明)

会長

ただいま、御説明をいただきました。第2次計画の構成案ということですが、委員の皆様のそれぞれの立場から、将来の消費者教育に盛り込むことが必要と考える内容等について、御意見をいただきたいと思います。

今日初めて見る資料だとは思いますが、この段階で何かありましたらお願いいたします。

#### 委員

第1次計画とどういふところが違ってくるのでしょうか。また、今度成人年齢が引き下げとなりますが、現在未成年である人たちへの消費者教育が徹底できるかどうか気がなります。

#### 執行機関

第1次計画との違いといたしましては、社会情勢の変化が背景にありまして、資料①の2ページの(1)にあるとおり、ICTなど新たな技術を活用したサービスの急速な進展、それに伴う決済方法や取引形態等の変化、家族形態の多様化や成人年齢の引き下げ、グローバル化などについては、新たに重点的に取り組んでまいりたいと考えております。また、(3)にあるとおり、SDGsの達成に貢献するため、フェアトレード等のエシカル消費や食品ロスの削減などは、近年、関心が高まっている状況にあり、普及啓発に当たっていくということが注目した部分です。

#### 委員

具体的に審議することができるので、概略を2～3日前でけっこうですので、あらかじめ資料等を提示していただけるよう要望します。

#### 執行機関

今回は、あらかじめ提示するようにします。

#### 委員

県消費生活センターとして、最近の傾向について申し上げますと、消費相談については、だいたい解決するものですが、高齢化に伴い、その解決方法を示しても、それに則って消費者が動けなくなってきました。例えば、クーリングオフできるような案件であっても、高齢であるため、実際にクーリングオフの対応をすることができないなどです。その場合の県消費生活センターの対応としては、相談者の近隣市町村の消費生活センターに協力をお願いしている状況であります。

また、消費生活センターだけでは解決できない案件もあります。今の例で言えば、今回はクーリングオフができたとしても、再度被害に遭う可能性が高いため、福祉部門等との連携が必要になってくると思います。

最近の相談者の傾向としては、インターネットで十分に調べてから消費生活センターに電話をしてきている人が増えており、相談員としてもインターネットに書かれていることと違うと言われたいよう、十分に気を付けて回答する必要があります。

成人年齢の引き下げについて、それに伴いどのような問題が出てくるかは、消費生活センターとして、つかみきれませんが、被害額という面で見ると、高齢者の方が2桁くらい多い状況です。悪質な業者としては、お金を持っている高齢者からとる方が効率的と考えているからだと思えます。いずれにしても若い人への教育も非常に重要であると思えます。

#### 執行機関

現実についてデータ等を踏まえながら、素案を策定してまいりたいと考えております。

#### 委員

市として、第1次計画をどのように評価しているのか、いつか簡単にでも教えてもらいたいです。それを整理しながら作成していくべきと考えます。

消費者教育に携わる人材の活用とありますが、心配なのは高齢化です。若い人をどう育てていくか、いかにして人材の裾野を広げていくかが大事ではないでしょうか。

#### 執行機関

達成状況については、計画期間中でもあり、整理中になります。

#### 委員

第1次計画の資料からは、消費者教育を受けたことのある人が少ないということが書いてあります。教職員の指導力の向上とあるが、そのとおりだと思います。

中学校では、3年生の公民の経済の中で消費者の立場について学ぶこととなります。消費者教育をやっていないわけではないが、子どもたちは未成年であり、自分たちで経済活動をしていないため、消費者被害については他人事に思ってしまいます。ですが、将来的に被害に遭わないとも限らないため、学校としても教育していかなければならないと思います。

#### 副会長

消費者の権利の尊重と自立支援が消費者教育の根底にあると思います。もちろん被害の未然防止というのも大事です。

そのために必要なのは、学校、家庭、地域、職域との連携であります。

これまで、市消費生活センターでは、学校や地域支援センター、民生委員、わんぱく・みとと連携して講座、啓発をしてきました。町内会と連携を図ることはなかなか難しいのですが、敬老会などを通して少しずつやっているほか、職域に関しても、新人研修の場などで取り組んでいるところであります。

これら4つのステージにおいて、さらに新しい展開をしていくことが必要と考えていて、そのためには、消費者教育の必要性を訴えていくことが大切であり、県消費生活センターなどとも連携していくことが大事であると思っています。

基本方針の中においても、職域という言葉をきちんと記載してもらいたいです。

#### 会長

それぞれの立場から意見を聞いたところでありますが、それを踏まえて何か御意見があればお願いします。

#### 委員

地域も消費者団体も高齢化している状況にあります。そのため、いくら話をしても理解していただけない。また、地域に関しては、男社会ということもあると思いますが、自分たちは大丈夫と思っている人がいて、なかなか理解してもらうのは難しいと思います。また、民生委員についても、どこの地域でもなり手がいない状況であり、今引き受けてくれている人も高齢化しています。全てにおいて高齢化になっている部分をいかに転換して若い人を取り込んでいくか、バトンタッチしていくか、していかないといけないという懸念があります。

#### 会長

新たな人材をどうしていくかということですね。

#### 副会長

市では一昨年度に消費者市民大学を開いて、修了生には消費者サポーターになってもらっています。消費者サポーターの役割は、地域の中で消費者被害につながるものを消費者センターにつないでもらうことと、地域の中で啓発をしてもらうことでもあります。

担い手の育成をやっているところではありますが、間に合っていない、また、消費者市民大学に参加する人も高齢者の人が多い状況です。魅力的な講座を考えていますが、消費者問題の関心はなかなか高まらないという状況です。

#### 委員

私は、環境分野も取り組んでいます。環境分野では発想を変えて、子供たちに環境教育をして、子供から親・家庭へという流れで動いています。消費者問題についても、同じような形で、家庭の中に浸透させていくというのはどうでしょうか。学校の負担は大きくなると思いますが、子どもたちが学び、家庭に持ち帰るようなシステムを構築していければ、消費者教育についても明るさが見えてくるのではないかと思います。

#### 委員

例えば、子どもたちもクーリングオフについて学んでいますが、それを祖父母に教えることができるかどうか。水戸では、核家族が多く、祖父母と住んでいる割合が少ない状況であります。そういう中では、子どもにとって自分事となっていくため、授業の中で自分事にしていくことが大事だと思います。

#### 委員

高齢者に啓発していかなければならないという話は以前からありましたが、それをどう乗り越えるかが課題ということでしょうか。

#### 副会長

昨年の多かった架空請求で、ターゲットになっていたのは、圧倒的に女性の高齢者でした。SF 商法などでの高齢者の被害について、消費生活センターに相談が入ってくるのは、家族に相談して、家族から入ってくるというのがほとんどです。訪問販売の場合は、家族の同意が必要となっているが、SF 商法はその場で契約をしてしまうというところが問題です。

#### 会長

今回は第1回ということであり、今後の審議会で資料を出していただいて、詰めていきたいと思えます。

私自身が感じていることとしては、加害者と被害者の区別という意識が希薄化しているということです。中高生でパソコンができる子は、いろいろなことができますが、やっていいことか悪いことかの意識がない。ゲーム感覚といった感じですが。教育の問題になるが、だましているか、だまされているかどうかも分かっていない。ITの進展は、ずいぶんと社会を変えていってしまっていると感じています。

今日は、いろいろと意見をいただいたと思えます。事務局におかれましては、本日、委員の皆様からいただきました御意見を踏まえ、次回の審議会で計画の素案を示していただきたいと思えます。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

#### 執行機関

本日は、貴重な御意見をありがとうございました。本日いただいた意見を踏まえて、計画の素案を作成してまいりたいと考えております。

それでは、その他として、今後のスケジュールについて御説明いたします。

#### 執行機関

(今後のスケジュール等の説明)

#### 執行機関

以上をもちまして、第1回消費生活審議会を終了します。

ありがとうございました。